

令和 6 年

第 4 回八雲町議会臨時会

議 題

開会 令和 6 年 7 月 9 日

閉会 令和 6 年 月 日

八 雲 町

議案第 1 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 スクールバス（29人乗り） 1台
- 2 取得の方法 契約の定めるところによる。
- 3 取得の金額 10,371,460円
- 4 取得の相手方 北海道函館市昭和3丁目32番26号
函館三菱ふそう自動車販売株式会社
代表取締役 佐々木 真

令和6年7月9日提出

八雲町長 岩村克詔



報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 7 月 9 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 6 月 14 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和 6 年 3 月 15 日、八雲町東町 65 番地 11 地先の町道東町 1 号線において、一般車両が民有地から町道へ出る際、民有地と町道の境界に設置している縁石が跳ね上がり車両の底部を破損させたことについて、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- | | |
|------------|------------------|
| 1 損害賠償の額 | 91,631 円 |
| 2 損害賠償の相手方 | *****
* * * * |

